

取引情報開示及び提供についての留意点

お客様は、店頭外国為替証拠金取引「みんなのFX」における取引情報を店頭外国為替証拠金取引「みんなのシストレ」にご提供いただく場合、お客様にとって各種利点がある反面、お客様が意図しない損害又は不利益を被る可能性があります。

当社がお客様を特定できる情報を開示することは一切ありませんが、お客様におかれましても、十分に内容を理解した上でご同意いただくよう、お願い致します。

損害を被る可能性のある行為の例

- ・ニックネームを、お客様ご本人を容易に推定可能なものに設定すること
- ・プロフィール画像を、お客様ご本人を容易に推定可能なものに設定すること
- ・お客様が自身のニックネームを第三者に公開すること

お客様が損害を被る例は、上記に記載したものが全てではありません。ニックネームやプロフィール画像については十分にご留意ください。

取引情報開示及び提供についての同意規約

取引情報提供及び開示についての同意規約（以下、「本規約」という。）は、トレーダーズ証券株式会社（以下、「当社」という。）が提供する本サービス（第1条にて定義する。）の利用について、その権利・義務関係を明確にすることを目的として規定します。

第1条 定義

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

(1)「本サービス」とは、当社が提供する店頭外国為替証拠金取引「みんなのシストレ」（以下、「本商品」という。）において、お客様の店頭外国為替証拠金取引「みんなのFX」における取引情報をストラテジーとしてランキングページ等に公開し、その取引情報を当社が分析し、投資助言情報（シグナル）として「みんなのシストレ」を利用するお客様へ提供するサービスをいいます。

(2)「トレーダー」とは、本規約の同意および当社が別途規定する本商品に係る約款、契約、その他規程を締結し、当社に対し「みんなのFX」の取引情報を開示及び提供する当社のお客様をいいます。

(3)「本サイト」とは、当社が提供する「みんなのシストレ」のシステムおよびホームページにおけるトレーダーの開示情報を公開するページをいいます。

(4)「開示情報」とは、トレーダーが当社に提供する情報をいいます。具体的には、

次の情報をいいます。

- イ. トレーダーが任意に設定したニックネーム
- ロ. 本商品におけるトレーダーの取引情報（通貨ペア、売買区分、取引数量、新規・決済区分、証拠金残高等）
- ハ. トレーダーが任意に設定したプロフィール画像、及び投資情報

第2条 本サービスへの登録及び審査

トレーダーは、本商品の口座開設申込時において、当該申込ページ上の本規約に同意し、かつ当社による当該口座開設の審査を経た上で、当該口座開設を完了し、その後、本サービスへ開示情報の登録を以て本サービスの登録を完了するものとします。また、既に口座開設を完了しているお客様は、本規約に同意し、本サービスへ開示情報の登録を以て本サービスの登録を完了するものとします。

2. 次の事由に該当すると当社が判断した場合、当社は取引情報の公開を拒否することができるものとします。

- (1) ニックネーム及びプロフィール画像が、トレーダー本人を特定できるおそれがある場合
- (2) ニックネーム及びプロフィール画像が、公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) プロフィール画像が、著作権を侵害する可能性がある場合
- (4) その他、当社が不相当と認めた場合

第3条 トレーダーへの登録料及び報酬

トレーダーへの登録は無料となります。また、本サービスにおいてトレーダーに対する報酬は一切発生しないものとします。

第4条 トレーダーの責務

トレーダーは、取引情報開示及び提供する際は、次の事項を誠実に対応するものとします。

- (1) 投資情報に登録する内容は、事実に基づいた情報を公開すること。
- (2) 自己紹介文は、社会規範、公序良俗に反するものや第三者を誹謗中傷する、またそれを助長する恐れがある内容等、他人の権利侵害や迷惑となることを記載しないこと。

第5条 禁止事項

トレーダーは、本サービスの利用にあたり、本項各号に該当する又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとし、そのことに予め同意するものとします。

- (1) 個人情報の保護に関する法律に違反する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 金融商品取引法、及びその他法令規則に違反する行為、又はそのおそれがある行為

為。

(3) 知的財産権、その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれがある行為。

(4) 嫌がらせ行為、又はそれと誤解されるような行為。

(5) 本サービスの利用者等が不快に感じると思われる内容及び画像の投稿、同様な内容のサイトへの誘導行為、又はそれと疑わしき行為。

(6) 当社の許諾を得ずに行う広告・宣伝、営業活動、営利行為、又はそれと疑わしき行為。

(7) 本サービスの運営を妨害する行為、又はそのおそれがある行為。

(8) 宗教・政治・思想活動、反社会的勢力への勧誘行為、又はそのおそれがある行為。

(9) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為。

(10) その他、当社が問題であると判断する行為、又は問題になりそうであると判断する行為。

第6条 開示情報の取扱い

当社は、トレーダーの同意をもって、開示情報を本サイトに公開することができるものとし、トレーダーは予め同意するものとします。

2. 当社は開示情報を善良なる管理者の注意義務をもって、適切に管理するものとします。

3. 当社は本サービスを提供するにあたり、システムの委託先である当社グループ会社（以下、「委託先」という。）へ開示情報を開示できるものとし、トレーダーは予め同意するものとします。

4. 委託先は、当社から受領する開示情報を、当社と同等の注意義務をもって、適切に管理するものとします。

第7条 本サービスの変更、中断、追加及び廃止等

当社は、トレーダーに事前の通知をすることなく、当社の判断で本サービスの内容の全部又は一部を変更、中断、追加、廃止することができるものとします。

2. 前項に関し、当社はトレーダーに対して損害賠償、その他一切の責任を負担しないものとし、トレーダーは予め同意するものとします。

第8条 著作権等の帰属

本サービスにおける知的財産権は、当社又は委託先に帰属し、トレーダーは当社及び委託先の承諾を得ずにランキング等の情報をその他の第三者に使用、又は公開させたりすることを禁止します。また、トレーダーは、著作権法に定める私的使用の範囲を超えて当社及び委託先が提供するランキング等の情報を使用することを禁止します。

2. 本条の規定に違反して問題が生じた場合、トレーダーは、自己の責任と負担におい

て問題を解決するものとし、当社及び委託先に迷惑及び損害を与えないものとしします。

第9条 免責事項

当社及び委託先は、本サービスによりトレーダーに生じた直接的損害、間接的損害、派生的損害又はその他いかなる損害についても、一切の責任を負いません。

第10条 損害賠償

トレーダーは、当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとしします。

2. トレーダーは第三者との間でトラブルが発生した場合、当該トレーダーの責任と費用負担により解決するものとし、当該トラブル等により当社に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとしします。

第11条 トレーダーが行う登録の解除

トレーダーは、当社の指定する方法に従い、本サービスの利用を停止することができるものとしします。

2. トレーダーは、本サービスの利用を停止後も当社及び他の第三者に対する一切の義務及び債務を免れるものではないことに予め同意するものとしします。

3. 当社は、トレーダーが本サービスの利用を停止した場合でも、その開示情報を返還しないものとし、トレーダーは予め同意するものとしします。

第12条 利用停止等

当社は、トレーダーが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前の通知、又は催告を要せずに直ちに本サービスの利用を停止又は本商品の契約を解約することができるものとしします。

- (1) 本規約の第4条、第5条及び第8条の条項に違反した場合
- (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 当社、又は本サービスの利用者等に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
- (4) トレーダーの投資情報と実際の取引に差異があり、当社が投資情報の修正を依頼したにもかかわらず、投資情報がしかるべき内容に修正がなされない場合
- (5) 当社が別途規定する本商品に係る店頭デリバティブ取引約款第22条、又は第23条の条項に該当した場合
- (6) その他、当社が本サービスの継続が適切でないと判断した場合

第13条 規約の変更等

当社は、当社の指定する方法により事前の承諾を得ることなく、本規約の変更・追加・

削除等を行うことができるものとします。この場合、当社は変更等の内容を当社のウェブサイト上または電子メール等にて通知するものとします。

第14条 準拠法及び合意管轄

本規約については、日本国法を準拠法とし、本規約は、日本国法に従って解釈されるものとします。

2. 本サービスに関連して問題が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第15条 協議事項

本規約に定めのない事項について疑義が生じ、または本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当社およびトレーダーはお互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

以上

平成30年1月27日制定